

バーゼル・シュタット準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 8月20日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施する旨を発表

【本文】

8月20日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務

(1) 販売店やショッピングセンターにおけるマスク着用及びレストラン(バー、クラブ、ディスコ及びダンスホールを含む)の従業員に対するマスク着用が義務化されます。

※免除されるケース

- ・ 12歳未満の子供
- ・ 特別な理由(特に医療上の理由)でマスク着用ができない人
- ・ 特別な保護措置(仕切り板等)によりすでに感染予防措置が講じられている職場等

(2) 義務教育後の教育施設(ギムナジウム、職業学校等)において、施設内全ての場所でマスク着用が義務化されます。教室内等において、社会的距離(スイス連邦政府推奨: 1. 5m)が確保される場合はマスクを外すことができます。月曜日にマスクを忘れた場合には学校から提供されます。

ただし、音楽の授業では社会的距離を2. 5m確保する必要があります。

2 適用期間

2020年8月24日(月)から同年12月31日(木)まで

バーゼル・シュタット準州政府は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況が悪化する場合、マスク着用義務の適用場所を拡大する可能性について言及しています。

○バーゼル・シュタット準州発表

<https://www.coronavirus.bs.ch/nm/2020-coronavirus-erweiterte-maskenpflicht-im-kanton-basel-stadt-rr.html>

(ドイツ語のみ)

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話: 031 300 2222

Fax: 031 300 2256

メール: consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>